

令和7年7月8日

羽田空港 Wings of Life 格納庫について（注意喚起・警告）

国は、羽田空港旧整備場地区に位置する航空機用の大型格納庫（以下「本体格納庫」という。）の敷地及び本体格納庫に関する以下3つの訴訟を提起しておりましたが、①と②については、令和6年5月17日（第一審）及び令和6年11月27日（控訴審）にいずれも国の勝訴とする判決が言い渡され、株式会社 Wings of Life（以下「WOL 社」という。）の上告に対する最高裁判所の上告棄却決定（令和7年6月6日）により、国の勝訴が確定いたしました。③については、裁判所からの和解勧告を受け、令和6年3月15日に和解が成立しました。

- ① WOL 社を被告とする
不法行為による損害賠償請求訴訟
（令和3年4月2日提訴、令和6年5月29日控訴、令和6年12月10日上告）
- ② WOL 社を被告とする
建物収去土地明渡請求訴訟
（令和3年11月10日提訴、令和6年5月29日控訴、令和6年12月10日上告）
- ③ 羽田空港格納庫合同会社（※）（以下「合同会社」という。）を被告とする
所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟（令和3年11月10日提訴）
※令和4年10月1日、「フェニックス合同会社」に商号が変更されております。

【訴訟に至った経緯】

本体格納庫敷地及び本体格納庫にかかる営業をめぐっては、WOL 社が適切な管理を実施しない上に国有財産（土地）使用料も滞納したこと等から、国が平成28年3月に国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分等を行い、敷地の原状回復と返還を求めておりました（※）。

しかし、国の承認を受けずに、WOL 社から合同会社へ本体格納庫の所有権移転登記がなされた上、現在に至るまで原状回復と返還がなされていないことから、訴訟を提起したものです。

※ 平成28年9月、WOL 社がこれら不許可及び不承認処分を不服として、処分の取消し等を求めて行政事件訴訟を提起しましたが、東京地方裁判所での第一審（令和2年12月10日）、東京高等裁判所での控訴審（令和3年6月9日）において、いずれも WOL 社の訴えを退け、国の勝訴とする判決が言い渡され、WOL 社の上告に対する最高裁判所の上告棄却決定（令和3年12月23日）により、国の勝訴が確定いたしました。

以上により、上記①から③の訴訟は終結しましたが、引き続き、下記の注意事項及び警告に十分ご留意いただくとともに、ご不明な点がございましたら、東京航空局空港管理課までお問い合わせください。

《 注 意 事 項 》

- ・ 本体格納庫敷地は、平成28年4月以降、国によりその使用が許可されていない状態にあること。
- ・ 平成28年4月以降、本体格納庫敷地の使用が許可されないまま敷地上に本体格納庫が存在することに伴う損害金が発生していること。
- ・ 本体格納庫について、国の承認を受けずに、WOL 社から合同会社へ所有権移転登記がなされていること、及び、今後、当該登記に係る抹消登記手続が行われるものの、抹消登記後においても、国は本体格納庫敷地の使用を許可することはないこと、また、本体格納庫を使用した営業行為を承認することはないこと。

《 警 告 》

もし第三者が本体格納庫の所有権を取得した場合、国は、その第三者に対しても同様に法的措置をもって対処する方針である。

《問い合わせ先》 国土交通省 東京航空局 空港部 空港管理課
電話番号：03-5275-9317（直通）

羽田空港Wings of Life格納庫に関する訴訟について

株式会社Wings of Life（石川県金沢市）（以下「WOL社」）

・格納庫取得日：H24.4.13

羽田空港格納庫合同会社（東京都渋谷区）（※）（以下「合同会社」）

・所有権移転登記日：H30.5.22（国の承認を受けず、WOL社との間で売買契約を締結）

※ 令和4年10月1日、「フェニックス合同会社」（東京都港区）に商号が変更されております。



訴訟に至った経緯

羽田空港旧整備場地区に位置する航空機用の大型格納庫（以下「本件格納庫」という。）の敷地及び本件格納庫に係る営業について、WOL社が適切な管理を実施しない上に国有財産（土地）使用料も滞納したこと等から、国は、平成28年3月に国有財産使用の不許可処分、構内営業の不承認処分等を行い、敷地の原状回復と返還を求めてきましたが、国の承認を受けずにWOL社から合同会社へ本件格納庫の所有権移転登記がなされた上、現在に至るまで原状回復と返還がなされておられません。

国としては、速やかな敷地の原状回復と返還、不法占拠に伴う損害金の支払請求のため、順次、民事訴訟において解決を図ることとし、WOL社に対する損害賠償請求訴訟及び建物収去土地明渡請求訴訟と、本件格納庫の登記名義をWOL社に戻すための合同会社に対する所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟を提起して参りました。

- ① WOL社に対する損害賠償請求（R3.4.2提訴）
- ② 合同会社に対する処分禁止の仮処分申請（R3.5.21申立て）→R3.7.5 仮処分決定、R3.7.6付け登記
- ③ WOL社に対する建物収去土地明渡請求 及び 合同会社に対する所有権移転登記抹消登記手続請求（R3.11.10提訴）

訴訟の結果

国が提起したWOL社に対する損害賠償請求訴訟及び建物収去土地明渡請求訴訟については、令和6年5月17日（第一審）及び令和6年11月27日（控訴審）に、いずれも国の勝訴とする判決が言い渡され、WOL社の上告に対する最高裁判所の上告棄却決定（令和7年6月6日）により、国の勝訴が確定いたしました。

合同会社に対する所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟については、裁判所から和解勧告があり、国が請求する所有権移転登記抹消登記手続を認容する内容であったことから、これに応じることとし、令和6年3月15日に和解が成立しました。

【参考】WOL社に対する国有財産使用の不許可処分等と行政事件訴訟

国は、WOL社に対し、平成28年3月30日、以下の理由により国有財産使用不許可処分、構内営業不承認処分を行いました。

これに対し、同年9月28日、WOL社は、処分取消等を求めて行政事件訴訟を提起しましたが、第一審・控訴審とも国の勝訴とする判決が言渡され、最高裁判所の上告棄却決定(R3.12.23)により、国の勝訴が確定しています。

- | | | |
|------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 不許可・不承認の理由 | ① 営業開始当初から4年連続の赤字で黒字達成の見込みがない | ③ 格納庫に無断で根抵当権を設定（空港管理規則違反） |
| | ② 敷地の使用開始当初から5年連続で使用料の支払いが遅延 | ④ 当初申請時に提出された銀行の預金残高証明書が偽造文書であったことが判明 |